

2025 年（令和 7 年）3 月 13 日

ホーイズム株式会社
代表 蓮見 智威 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理 事 長 木 村 豊
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 1 番 2 0 号
第 3 ウエノヤビル 3 階 D 号室
<http://www.shohinet-h.or.jp/>
電話（082）962-6181/FAX（082）962-6182

質 問 書

拝啓 貴社、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者、学者、弁護士、司法書士、消費生活専門相談員らで構成し、内閣総理大臣により消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受けて、事業者による不当な勧誘行為や契約条項の差止訴訟を行う権限を有する適格消費者団体です。

さて、当法人に対し、貴社の「ご利用規約」に関する情報提供があり、当法人において、消費者契約法等を踏まえて検討を行いました。

その結果、貴社の「ご利用規約」のうち下記条項につき、消費者契約法上等の問題があるのではないかと考えています。

つきましては、下記のとおりご質問させていただきますので、貴社のご見解やご対応について、本書受領後 1 か月以内に上記事務所宛に書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本質問書の内容、質問に対する貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者被害防止の観点から、当法人のホームページその他の方法により公表することがあることを念のため申し添えます。

敬具

記

1 「第2条4項（登録）」について

同条項は、「18歳未満の未成年者の方は定期コースの申込みをすることについて、法定代理人の同意を得ているものとみなします。」と規定しています。

しかしながら、未成年者が、法定代理人の同意を得ないで行った契約の申し込みは、原則として取り消しができ（民法5条1項、2項）、貴社の同条項をもって法定代理人の同意を擬制することはできません（「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」参照）。

そのため、貴社の同条項は、「消費者の権利を制限」する条項として、消費者契約法10条により無効となると考えられますが、それを知らない一般消費者の立場からすると、未成年者の取消権行使を事実上制約する規定になります。貴社はこの点につきどのようにお考えでしょうか。

また、貴社において、同条項を理由に、未成年者の取消権行使を認めなかった事例があれば、その件数を教えてください。

2 「第9条（サービスの変更・廃止）」について

同条項は、「当社は、その判断によりサービスの全部または一部を事前の通知なく、適宜変更・廃止できるものとします。」と規定しています。

そのため、貴社は、同条項を適用することにより、一方的に商品を値上げしたり、解約期間を短く定めるなど、「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する」ことが可能となります。そのような場合は、同条項は、消費者契約法10条により無効となると考えられますが、それを知らない一般消費者の立場からすると、貴社の一方的な不利益変更に従わざるを得ないことも想定されます。そのような萎縮効果をもたらす同条項につき、貴社はどのようにお考えでしょうか。

また、貴社において、同条項を適用し、既存サービス等を変更・廃止した事例があれば、どのような事例であったかを教えてください。

3 「第12条5項（商品の購入）」について

同条項は、「当社商品を宣伝する他社または個人の広告サイト・アフ

ェリエイトサイト等(以下、「該当サイト」といいます)で記載している内容について、当社は責任を負いません。」と規定しています。

貴社がどのような場面を想定してこのような規定を設けているかは不明ですが、仮に、貴社が宣伝を依頼した他社や広告であるにもかかわらず広告であることを隠すいわゆる「ステルスマーケティング」をも対象としている場合は、貴社には不当景品類及び不当表示防止法22条1項の対応が求められているため(「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」参照)、貴社の同条項によっても貴社が免責されることはありません。

しかしながら、一般消費者の立場からすると、貴社の同条項により貴社が免責されるものと誤解して、貴社や監督省庁に対する情報提供等を躊躇してしまう可能性があります。貴社はこの点につきどのようにお考えでしょうか。

以 上